平成２１年（フ）第１１８９号
北九州市小倉南区大字高津尾96番地
債務者　坂本　久師
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１８３号
北九州市小倉北区上富野４丁目６番13―206号
債務者　牧　　里恵（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２８６号
北九州市小倉北区大門２丁目３番19―505号
債務者　深川　俊之
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２８７号
北九州市八幡西区北鷹見町３番19号
債務者　**荒**木　浩昭
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２８８号
北九州市八幡西区紅梅３丁目３番２―808号
債務者　青山　秀行
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３０３号
北九州市戸畑区沖台２丁目16番２―106号
債務者　蓑田　憲明
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３０６号
北九州市八幡西区清納２丁目７番９号
債務者　永尾しげみ（旧姓白土）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３３７号
北九州市若松区高須南４丁目１番１―305号
債務者　堤　　栄子（旧姓菊本）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３号
熊本県天草市魚貫町338番地７
債務者　白坂　留夫
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第１１２号
青森市妙見３丁目10番13号
債務者　小林　　健
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６９号
宮城県栗原市一迫真坂字鶴町210番地　市営鶴町住宅Ａ―６号
債務者　伊東さとみ
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
福島県郡山市喜久田町字入ノ内38番地の162
債務者　髙原　優子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
福島県郡山市喜久田町字入ノ内38番地の162
債務者　髙原　幸子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
福島県郡山市神明町２番11号　メゾン神明102号
債務者　伊藤　　厚
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
福島県本宮市本宮字万世144番地　レジデンス万世405
債務者　伊藤ふみ子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
福島県郡山市小原田３丁目22番22号　サンライズ205号、住民票上の住所福島県郡山市田村町徳定字北堀込11番地の１　タウンクリエイト徳定201号
債務者　矢内三千子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第４９７号
埼玉県志木市柏町１丁目24番16号　コーポハシモト201号
債務者　秋山　晃一
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係